

## 携帯電話不正利用防止法に関するQ&A

**Q 15** 携帯電話不正利用防止法って、  
どんな法律なの？

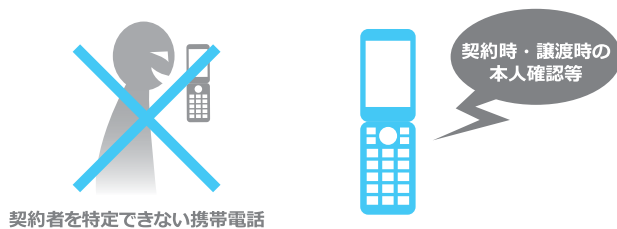


**A 15** 携帯電話を契約するときの本人確認の義務付けや、  
携帯電話を無断で譲渡することを禁止する法律です。



携帯電話不正利用防止法(※1)は、いわゆる「振り込め詐欺」の犯罪の深刻化を受け、平成17年4月に成立しました。同法は、携帯電話事業者(※2)に対して契約時・譲渡時の本人確認等を義務付けるとともに、携帯電話の無断譲渡の禁止等を含んでいます。確実な契約者確認の実現のため、携帯電話の契約をする際には店頭で本人確認を求められます。また、同法は平成20年6月に改正され、同年12月に改正法が施行されました。この改正により、携帯電話のレンタル業者による本人確認義務が厳格化されるとともに、SIMカードの無断譲渡が禁止されることとなりました。

(※1) 正式には「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」といいます。  
(※2) PHS事業者も含みます。



契約者を特定できない携帯電話

### 主な内容

- 携帯電話事業者は、契約時・譲渡時に契約者及び譲受人の本人確認を行わなければなりません。
- 自己名義の携帯電話等を携帯電話事業者に無断で譲渡してはいけません。
- 他人名義の携帯電話等を譲渡したり、譲り受けたりしてはいけません。
- 携帯電話のレンタル業を営む場合は、契約者の本人確認を行わなければなりません。
- 警察から携帯電話等が犯罪に利用されている旨の通知を受けた場合、携帯電話事業者は契約者の確認を行うことができます。
- 携帯電話事業者は、契約者が確認に応じない場合には役務の提供を拒むことができます。

**Q 16** 携帯電話を購入したり借りたりするときの  
本人確認はどうやって行うの？



**A 16** 免許証やパスポート等、  
顔写真付きの公的身分証の提示が求められます。



本人確認の際は、原則として免許証、パスポートといった顔写真付きの公的身分証の提示を求められることになります。具体的には、各携帯電話事業者にお問い合わせください。

**Q 17** 携帯電話を数台持っているんだけど、これらの  
携帯電話を販売することは犯罪になるの？



**A 17** 親族等に譲渡するとき以外は、  
あらかじめ携帯電話事業者の承諾が必要です。



携帯電話を譲渡するときは、親族等に譲渡するときを除いて、あらかじめ携帯電話事業者の承諾を得なければなりません。携帯電話事業者の承諾を得ずに、業として有償で譲渡すると処罰されます。勧誘や広告行為についても、同様に処罰されますので、ご注意ください。



総務省 携帯電話不正利用防止法のページ

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/050526\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html)

## 迷惑メールに関するQ&A

よくあるQ&A質問

迷惑メールに関するQ&A

インターネットを楽しむために

電話サービスを安心・便利に利用するために

携帯電話やパソコンで電子メールを利用しているのですが、毎日迷惑メールが送信されてきます。何かいい対策はないの？



Q 18

A 18

迷惑メールを受信しないような対策を講じることが重要です。



迷惑メールについては、これまで、総務省、携帯電話事業者、プロバイダー等官民双方が様々な対策をとってきたところですが、利用者側でも迷惑メールを受信しないような対策を講じることが重要です。利用者が講じることができる対策としては、以下のようなものが考えられます。(利用しているサービス、機種によっては対応できないものもあります。)

### ① 必要以上に自分のアドレスを他人に漏らさない。

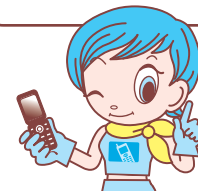
自分のアドレスを、無料サイトに気軽に登録したり、ホームページ上に掲載したりする等して、必要以上に他人に漏らすと、迷惑メール送信業者のリストに掲載され、迷惑メールを受信する可能性が高まりますので、気を付けましょう。



なお、最近は、知らないうちにスパイウェア※をインストールしてしまい、アドレス等の個人情報を意識せずに漏らしてしまうこともありますので、インターネット上のソフトをインストールする際は、利用規約をよく読む等、十分な注意が必要です。また、バナーをクリックしただけで、メールアドレスやパスワードを漏えいさせるウイルス等に感染してしまうこともありますので、不用意にアダルトサイト等を閲覧しないことや、ウイルス対策をしっかりと行うことも重要です。

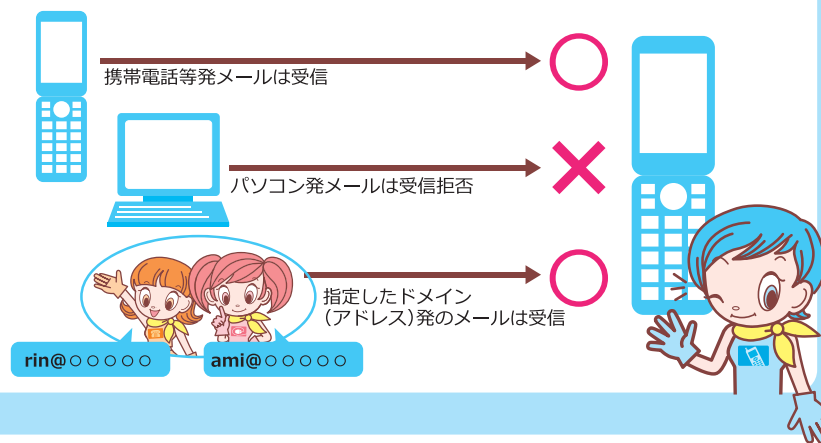
※「スパイウェア」とは、パソコン内にある個人情報等をインターネット経由で流すソフトやプログラムのことをいい、ネット上でクレジットカード番号を打ち込んだため、スパイウェアにより信用情報を盗まれてしまったという事件も発生しています。他のフリーソフト等とセットで配布され、インストール時にはそのソフトと一括して利用条件の承諾等を求められることがありますが、利用条件の細かいところまで読む人はほとんどいないため、スパイウェアに気づかず、スパイウェアごとソフトをインストールしている場合が多いといわれています。ソフトをインストールするときは、利用条件等をよく読んで十分確認するようにしましょう。最近では、スパイウェア対策ソフトもありますので、それらのソフトを利用してもよいでしょう。

ウイルス対策はしっかりと！



### ② 指定したドメインやアドレスからのメールのみ受信するように設定する。

迷惑メール送信業者は、パソコンから大量に送信するのが通例です。そこで、携帯電話を利用している場合は、パソコン発の迷惑メールをブロックするため、携帯電話事業者のドメインから送信されるメールのみ受信する等の「ドメイン指定受信」機能を活用するのが有効な対策となります。(この場合、パソコン発のメールであっても、事前にそのドメイン(若しくは特定のアドレス)を受信するよう設定しておけば、受信することが可能です。)

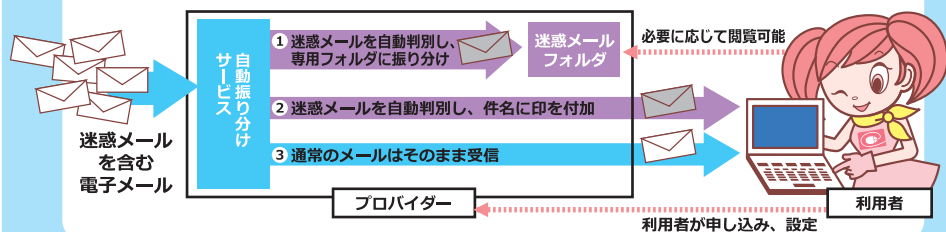


## 迷惑メールに関するQ&A(つづき)

### ③自動振り分け(フィルタリング)サービスを利用する。

プロバイダーでは、迷惑メールと思われる受信メールを自動的に判別して振り分けたり、件名に迷惑メールと分かる印を付ける等のサービス(フィルタリングサービス)を提供したりしていることがあります。パソコンで電子メールを受信している場合は、そういったサービスを利用することが有効な対策の1つです。

フィルタリングサービスは、基本的に利用する側が設定して初めて有効になるようになっています。利用している事業者の提供するサービスを確認して、自分で設定を行うことが大切です。



身に覚えのない広告宣伝メールや、本文中に氏名・住所等の記載のない広告メールを受信した場合には、どうすればいいの？

Q 19

A 19

(財)日本データ通信協会に設置された迷惑メール相談センターに情報提供をお願いします。

迷惑メール相談センター  
電話: 03-5974-0068 (平日 10:00~17:00)  
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

- 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(特定電子メール法)では、広告宣伝メールについて、事前の同意のない者に対する送信の原則禁止(オプトイン規制)、送信者等の氏名・名称等の表示義務、受信拒否をした場合の再送信の禁止、送信者情報(送信に用いたメールアドレス等)を偽った電子メールの送信の禁止等が定められています。
- 不審な広告宣伝メールを受け取ったときは、メールの中に記載されているURL(リンク先)を不用意にクリックしないようにしましょう。クリックするだけで不当に料金を請求するワンクリック詐欺の被害に遭うことがあります。また、出会い系サイト等のトラブルに巻き込まれることもありますので、リンク先が信頼できるサイトかどうかチェックする等の注意が必要です。

#### 【電子メールに関するその他の注意点】

広告宣伝メールに限らず身に覚えのない不審なメールを受け取ったときは、ウイルスに感染してしまう場合もありますので、開封せずに削除してしまうことも安全面からは必要です。また、不審なメールにファイルが添付されている場合は、絶対に開いてはいけません。

## 携帯電話の番号ポータビリティに関するQ&A

Q 20

携帯電話の番号ポータビリティとはどのようなサービスなの？

A 20

携帯電話の利用者が携帯電話会社を変更した場合に、電話番号はそのままで変更後の携帯電話会社のサービスを利用できるサービスです。

Q 21

090・080の電話番号であれば番号ポータビリティが利用できるの？

A 21

利用できない場合があります。

090・080の電話番号であっても、以下のサービスについては携帯電話の番号ポータビリティが利用できない場合があります。

- ①衛星船舶電話サービス及び衛星携帯電話サービス
- ②データ通信専用サービス
- ③新規契約の受付を停止しているか、受付停止の予定を公表しているサービスに契約を変更する場合。(ただし、当該サービスから番号ポータビリティを利用して他社の携帯電話サービスに契約を変更する場合は利用可能です。)

Q 22

利用の際の注意点はあるの？

A 22

携帯電話の番号ポータビリティを実施すると、変更前の携帯電話会社との契約は解除(解約)となり、変更後の携帯電話会社と新たに契約(新規契約)することとなります。

以下のような点に気をつけましょう。

- ①現在契約している携帯電話会社が発行したメールアドレスは引継ぎできません。
- ②現在契約している携帯電話会社が提供しているサービス(料金プラン・割引サービス等)は解約とともに終了となります。
- ③コンテンツプロバイダーが提供しているコンテンツや電子マネー等は引継ぎできない場合があります。
- ④年間契約等の割引サービスを契約している場合は、解約に伴い、別途費用が発生する場合があります。
- ⑤変更後の携帯電話会社から発売されている携帯電話端末が必要になります。

総務省 携帯電話の番号ポータビリティ広報サイト

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/mnp/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/mnp/index.html)

## 携帯電話利用時の注意点に関するQ&A

**Q 23** 一部の携帯電話が使用できなくなると聞きましたが、本当なの？



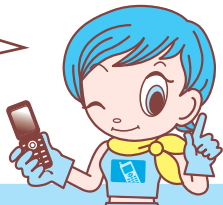
**A 23** 携帯電話事業者各社では高機能な携帯電話システムへの移行を進めています。



携帯電話については、従来使用されてきた第2世代(2G)から、周波数利用効率がより高く、高機能なシステムである第3世代(3G)への移行が進められており、携帯電話事業者では第3世代携帯の普及に取り組んでいます。

現在、一部の携帯電話事業者で提供している第2世代携帯電話はサービスが終了する予定です。携帯電話事業者から第3世代携帯への移行の通知がされていますので、携帯電話事業者にお問い合わせください。

詳しくは  
携帯電話事業者へ！



**Q 24** 携帯電話が故障したので修理に出したところ、水濡れが原因だと言われました。水に濡らした覚えはないのですが。



**A 24** 携帯電話は精密機器です。取扱いには注意しましょう。



携帯電話は、精密機器なので湿気に敏感です。携帯電話を胸ポケット等に入れている場合には、汗や体温による湿気が発生し、故障することがあります。取扱いには十分注意しましょう。

**Q 25** 携帯電話のゲームサイトを利用するためには、どんな点に注意が必要なの？



**A 25** 料金についてきちんと確認するようにしましょう。



携帯電話のゲームサイトには、ゲーム自体は「無料」のものが多くありますが、ゲーム内の自分の分身を飾るアイテムやゲームを有利に進めるための特別なアイテムは、「有料」となっている場合があります。結果として数万円の請求になってしまうことがあります。また、サイトの利用にはパケット通信料金が発生します。利用の際には、これらについてきちんと確認するようにしましょう。また、未成年者が利用する際には、親権者が利用規約を確認するようにしましょう。

**Q 26** 中古の携帯電話端末を購入したいのですが、何か注意する点はあるの？



**A 26** 一部の携帯電話事業者では、通話・通信サービスが利用できないように接続制限をかけることがあります。



盗難や契約時における本人確認書類の偽造等により不正に入手された携帯電話端末の一部が、中古市場に流通している事実があります。このため、一部の携帯電話事業者では、購入者としては中古市場等で不正な方法で入手していない携帯電話端末であっても、盗難や本人確認書類の偽造等により不正に入手された携帯電話端末であることが明らかになった場合、通話・通信サービスが利用できないように接続制限をかけることがあります。このため、携帯電話事業者等の販売店以外(ネットオークション等)で、携帯電話端末を購入する場合には、接続制限対象の端末かどうかを携帯電話会社が開設している確認サイトで確認してから購入しましょう。

## フィルタリングに関するQ&A

### Q 27 フィルタリングって何？



**出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。**



フィルタリングとは、インターネット上の出会い系サイト、アダルトサイト等の青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。この機能は、違法・有害なサイトを見ることができないようにするばかりでなく、悪質・違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラブル(不当な高額請求、迷惑メールの受信等)からの回避効果もあるため、子供たちをインターネットを通じたトラブルから保護する有効な手段でもあります。フィルタリングの方式としては、①ホワイトリスト方式、②ブラックリスト方式、③時間制限等があり、お子さんの成長にあわせて適切な方式を選択することが重要です。

- ①**ホワイトリスト方式**:子どもにとって安全で有益と思われる、一定の基準を満たしたサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式
- ②**ブラックリスト方式**:原則すべてのサイトにアクセス可能ですが、出会い系やギャンブル等、子供に有害と思われる特定のサイトへのアクセスだけを制限する方式
- ③**時間制限**:子どもが一人で夜中にインターネットにアクセスすることができないよう夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止する方式

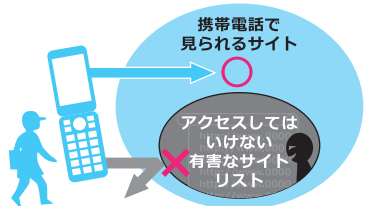
#### ホワイトリスト方式

健全なサイトのみをリスト化し、それ以外は見られないようにする方式



#### ブラックリスト方式

有害なサイトをリスト化し、それらを見せないようにする方式



### Q 28 フィルタリングを利用するには、どんな方法があるの？



**市販のフィルタリングソフトをインストールする方法や、フィルタリングサービスを利用する方法があります。**



パソコンの場合は、市販のフィルタリングソフト(家電量販店等で販売されています)をインストールする方法や、プロバイダーが提供しているフィルタリングサービスを利用する方法があります。また、携帯電話・PHSの場合は、携帯電話各社がフィルタリングサービス(iモードフィルタ、EZ安心アクセスサービス、ウェブ利用制限、有害サイトアクセス制限サービス等)を提供(無料)しています。なお、既に携帯電話・PHSをお持ちの場合でも親権者からフィルタリングサービスを申し込むことが可能です。

- 青少年が使用する携帯電話・PHSの契約時には、親権者からフィルタリングサービスの不要の申出がない限り、フィルタリングサービスが設定されます。
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成21年4月1日施行)によって、親権者は、青少年(18歳未満の者)に使用させる携帯電話の契約時に、使用者が青少年であることを携帯電話各社に申告する必要があります。

#### フィルタリング紹介サイト

〈総務省 ホームページ〉 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/filtering.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html)  
 〈電気通信事業者協会 ホームページ〉 <http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html>  
 〈財団法人インターネット協会 ホームページ〉 <http://www.iajapan.org/rating/>

#### 携帯電話各社におけるフィルタリングサービスのお問い合わせ先 <2009年12月現在>

NTTドコモ	【ドコモの携帯電話から】局番なし151(無料) 【一般電話から】0120-800-000(無料)	ウィルコム	【ウィルコムのPHSから】局番なし116(無料) 【一般電話から】0120-921-156(無料)
au	【auの携帯電話から】局番なし157(無料) 【一般電話から】0077-7-111(無料)	イーモバイル	【イーモバイルの携帯電話から】局番なし157(無料) 【一般電話から】0120-736-157(無料)
ソフトバンクモバイル	【ソフトバンクの携帯電話から】局番なし157(無料) 【一般電話から】0088-21-2000(無料)		

### Q 29 携帯電話のフィルタリングサービスを設定すると、コミュニティサイト\*等<sup>1</sup>に一律アクセスできなくなり、使いにくいって聞いたけど。



**第三者機関<sup>2</sup>が認定したサイト<sup>3</sup>については、現在、閲覧することが可能となっています。**

一部の携帯電話事業者では、閲覧制限の対象となっているサイトについて、保護者が閲覧可能なサイトを個別に設定できる機能(いわゆる「カスタマイズ機能」)を提供しております。この機能を利用すれば、お子さんの成長やご家庭の方針に合わせて閲覧可能な範囲を設定することができます。

<sup>1</sup>※モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)

青少年を違法・有害情報から保護し、健全なモバイルコンテンツの発展を促進することを目的として設立された第三者機関です。現在の認定サイトについては、こちらをご覧ください。

〈P C〉 <http://www.ema.or.jp/ema.html> 〈モバイル〉 <http://www.ema.or.jp/m/>